

## ○慶弔規程

### (目 的)

**第1条** この規程は山形県司法書士会の司法書士会員、退会した司法書士会員または遺族に対する、祝金、香典、供花等及び司法書士会員の結婚、出産、特別顕彰の受賞等について、適正な運用を期することを目的とする。

### (祝金等)

**第2条** 祝金等は次のとおり定める。

- (1) 司法書士会員が結婚したとき  
金20,000円の祝金及び祝電
  - (2) 司法書士会員またはその配偶者が、出産したとき  
金10,000円の祝金
  - (3) 司法書士会員が特別顕彰を受けたとき  
理事会の決議により祝金を送り、祝賀会を催すことができる。
- 2 前項第1号又は第2号に該当する司法書士会員が祝金の贈呈を受ける場合は、別紙様式の届出書を司法書士会へ提出するものとする。

### (香典及び供花等)

**第3条** 香典、供花、弔詞及び弔電は次のとおり定める。

- (1) 司法書士会員が死亡したとき  
金20,000円の香典、供花、弔詞及び弔電
- (2) 司法書士会員の配偶者が死亡したとき  
金10,000円の香典、供花及び弔電
- (3) 司法書士会員の一親等の同居の血族が死亡したとき  
金10,000円の香典、供花及び弔電
- (4) その他会長が必要と認めたとき  
金10,000円の香典、供花及び弔電、または、そのいずれか

### (顕 彰)

**第4条** 退会した司法書士会員が死亡した場合で会長が必要と認めたときは、死亡の前日にさかのぼり感謝状をおくり、顕彰することができる。

### (準用規程)

**第5条** 本会の事務局職員については、本規程を準用する。

### 附 則

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正規程は、平成24年12月22日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程の変更は、平成28年3月12日（理事会決議の日）から効力を生ずる。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程の改正は、平成30年12月15日（理事会承認の日）から効力を生ずる。

(別紙様式)

## 慶 事 届 出 書

年 月 日

山形県司法書士会長 殿

事務所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 職印

山形県司法書士会慶弔規程第2条第2項により、下記事項をお届けいたします。

### 記

1 年 月 日 結 婚 (会員)

2 年 月 日 出 産 (会員・配偶者)

※該当事項に○をつける。

司法書士会受付日	年 月 日	金 円
支 払 日	年 月 日	